

NEWS RELEASE

2016年1月18日

横浜市自転車会会員向け『ハマの自転車保険』の販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、一般財団横浜市交通安全協会（以下「横浜市交通安全協会」）が創設する自転車会会員向け保険制度『ハマの自転車保険』の引受保険会社に単独で選定され、2016年2月から制度の案内を開始します。

1. 背景・経緯

横浜市が“自転車を正しく使ってみんなが快適に過ごせるまち”を目指して「横浜市自転車総合計画」の策定を進めていたことをきっかけに、損保ジャパン日本興亜は昨年8月25日、横浜市と「市民の交通安全とリスク管理に関わる包括連携に関する協定」を締結しました。

その後、両者が連携し、自転車事故発生時のセーフティネットの構築に対するノウハウ提供や市民の交通安全に関する啓発活動を行ってきました。

この取組みの一環として、横浜市は自転車の交通安全推進および自転車保険の普及啓発について横浜市交通安全協会に協力を要請し、横浜市交通安全協会が首都圏で初めて「自転車会」を設立しました。そして、その自転車会会員向けに、自転車事故の被害者救済と加害者となった場合の経済的負担軽減を目的とした自転車保険制度『ハマの自転車保険』を創設することになりました。

これらの経緯をふまえ、損保ジャパン日本興亜は横浜市交通安全協会から『ハマの自転車保険』の引受保険会社に単独選定されました。

2. 『ハマの自転車保険』の補償概要

- (1) 保険契約者：横浜市交通安全協会
- (2) 被保険者：横浜市交通安全協会の自転車会会員のうち、保険制度加入を希望される方
- (3) 保険開始：募集開始 2016年2月1日 保険始期 2016年4月1日
- (4) 補償内容：
 - ①賠償責任補償
自転車の所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
 - ②傷害補償
自転車事故（自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の運行中の自転車との衝突等）により、被保険者が亡くなられた場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。
- (5) 主な加入プラン
：賠償責任補償1億円、傷害補償について本人・家族全員に入院時に日額2,000円の補償があるプランで、年間掛金3,000円となります。
- (6) 加入方法：横浜市交通安全協会のホームページを通じて、インターネット上でお申込み手続きができます。なお、インターネット上での手続きが困難な場合は、横浜市交通安全協会に備え付けの「自転車会入会のご案内」に掲載されている申込書（加入依頼書）を用いてのお申込み手続きもできます。

3. 今後の展開について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転車事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、横浜市を始めとした全国の皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上



SOMPO
ホールディングス

SOMPOホールディングスは損保ジャパン日本興亜ホールディングスおよびグループの略称です。